4　仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十八条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該一方の締約国の区域内における当該他方の締約国の投資家又はその投資財産に関し、この協定に基づく義務の違反により損失又は損害を生じさせたものをいう。

2　この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。ただし、紛争投資家が当該投資紛争を解決のために4に規定する国際的な調停又は仲裁のいずれかに付託した場合には、当該投資紛争については、司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は国内法に基づき設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度に付託してはならない。

3　投資紛争については、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4　紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請のあった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は国内法に基づき設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度（当該制度がある場合に限る。）に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該投資紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間において効力を有しない場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6　4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争を付託する少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d)　当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

7　3に規定する協議又は交渉の要請及び6に規定する通報は、紛争締約国の次の権限のある当局に対して行う。

(a)　日本国については、外務省

(b)　ペルー共和国については、経済財政省

8　(a)　各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b)　(a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i)　紛争当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii)　書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

9　8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

10　4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

11　4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12　第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

13　紛争当事者のそれぞれは、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ＩＣＳＩＤの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

14　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。

15　4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

16　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託した請求に関する書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

17　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

18　仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じてはならず、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

19　仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断